

国海査第 119 号
平成 23 年 6 月 3 日
一部改正：国海査第 63 号
令和元年 6 月 17 日

国土交通省海事技術行政インターンシップ実施要領

海事局安全技術調査官



(趣旨)

第 1 この要領は、海事技術行政に関心を持つ高等専門学校、大学及び大学院（以下「教育機関」という。）の技術系（船舶工学、機械、システム、電気・電子・情報等）の学生を対象として、国土交通省海事局においてインターンシップ実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）を行う場合における当該実習の期間、実習の受入手続、実習生が従うべき服務規律、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第 2 本実習は、教育機関の学生に国土交通省海事局及び関連機関において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、海事技術行政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習の期間)

第 3 実習の期間は、海事局安全技術調査官が決定するものとする。

(実習生の資格要件)

第 4 実習生は、本邦に所在する教育機関の学生であって、日本国籍を有する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律を遵守することが確実であるとして教育機関が推薦した者
- (2) 国土交通省海事局がウェブページ等を通じて行う募集に応じた者のうち、意欲、人物等に優れ服務規律を確実に遵守することが見込まれる者として海事局安全技術調査官が認める者

(実習生の受入手続等)

第5 実習生の受入手続等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、実習生として推薦する学生を取りまとめ、海事局安全技術調査官に提出する。又は、学生自ら国土交通省海事局が行う募集に応募する。
- (2) 海事局安全技術調査官は、教育機関の推薦及び学生の応募に基づき、実習を行う課等で受入可能な人数を考慮し、受け入れる学生を選考、決定し、教育機関又は応募者に通知する。教育機関が推薦をした学生に係る当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。
- (3) 実習生受け入れの通知を受けた教育機関は、海事局安全技術調査官との間で実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結する。
- (4) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約書を海事局安全技術調査官宛に提出し、実習を行う。

(実習担当官)

第6 海事局安全技術調査官は実習担当官を設け、実習生の指導に当たらせることとする。

(実習生の服務等)

第7 実習生の服務等の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、国土交通省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、海事局安全技術調査官及び実習担当官の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、国土交通省海事局の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習担当官から実習に関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。
- (6) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習担当官の承認を得なければならない。
- (7) 実習生は、実習期間中、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行ってはならない。
- (8) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当官にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、

事後速やかに実習担当官にその旨連絡しなければならない。

- (9) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、海事局安全技術調査官は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに当該実習生を推薦した教育機関にその旨を通知することとする。
- (10) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、実習生本人（教育機関が当該実習生を推薦した場合には当該教育機関）が負うものとする。

(実習に係る費用負担)

第8 実習生が実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第9 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入し、又は有効な保険への加入について教育機関の確認若しくは証明を受けなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てるほか、実習生本人又は教育機関が必要な手続を行い、誠意をもって問題の解決に当たるものとする。
- (3) 実習生が海事局、関係機関又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、海事局安全技術調査官、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、平成23年6月3日より施行する。